

報告第13号

専決処分事項報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和53年12月22日議決）第1項及び第2項の規定により、専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

令和4年10月3日提出

交野市長 山 本 景

和解及び損害賠償の額を定めるについて

(写)

4 専第 6 号

専 決 処 分 書

次のとおり、和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和 53 年 12 月 22 日議決）第 1 項及び第 2 項の規定により専決処分する。

- | | | | |
|---|-------|--|-----|
| 1 | 損害賠償額 | 0 円 | |
| 2 | 相手方 | 所在地 枚方市東田宮 1 丁目 1 番 6 号
名称 関西電力送配電株式会社枚方配電営業所 | |
| 3 | 確認日 | 令和 4 年 8 月 15 日 | |
| 4 | 事案概要 | 令和 4 年 8 月 4 日（木）午後 4 時 30 分頃、交野市東倉治 5 丁目 4 番 5 号前路上において、車両（救急車）を後退させ方向転換を行った際に、相手方所有の電柱と車両左側を接触させたもの。 | |
| 5 | その他 | 相手方修理費 | 0 円 |
| | | 対物共済保険額 | 0 円 |
| | | 市持出額 | 0 円 |

令和 4 年 8 月 15 日

交野市長 黒 田 実